

平成22年

# 春季全国火災予防運動

期間

3月1日(月)から7日(日)まで

全国统一防火標語

「消えるまで

ゆっくり火の元にらめっ子」



## 小松島市消防本部で実施する主な行事

- ① 広報車等による火災予防広報
  - ② 消防団との林野火災対応合同訓練
  - ③ 大型店舗等への立入検査
  - ④ 水利点検、空地の枯草除去依頼
- ご協力よろしく願います。

## 住宅用火災警報器を 設置しましたか？

本市では、既存住宅の設置  
期限を平成23年6月1日までと

しており、市民に対して住宅用  
火災警報器（以下、「住警器」  
という。）の周知および設置促  
進を図ることを目的として、「小  
松島市住宅用火災警報器設置  
推進計画」を策定し、積極的

な周知広報などを進めています。  
この計画のもと、以下の5つを  
重点実施事項として地域推進  
組織（自治会、町内会、自主  
防災組織など）を通じて総力的  
な取り組みを展開しています。

### 1. 積極的な住警器の周知広報

今年度内に認知度100%を  
目標に、あらゆる機会を通じて  
各種メディアも活用しながら、  
設置が義務付けられることにな  
る法令改正の背景、火災による  
死者の状況、住警器の有効性お  
よび必要性について引き続き周  
知広報を実施します。

### 2. 共同住宅等に対する住警 器設置の働きかけ

住警器の設置が共同住宅等  
を含む全ての住宅に義務付けら

れたことに伴い、小規模なアパ  
ート、マンション、また一般住宅  
扱いである集合住宅にも設置の  
対象となることから、不動産関  
係者に対する説明会の実施など、  
適正な設置がなされるよう働き  
かけていきます。

### 3. 共同購入方式の推進

住警器の設置義務は個人の住  
戸に及ぶものであり購入は個人  
単位が基本となりますが、自治  
会や事業所単位で共同購入す  
ることで、価格低減を図ること  
ができ、個人での機種選定や購  
入の手間を省くことが出来ます。  
このように効率的な設置促進に  
つなげることができ、かつ悪質な  
訪問販売などに対する有効な対  
処策になることから、積極的に  
共同購入を推進することとして  
います。

### 4. 単身高齢者世帯等への防 火訪問および取り付け支援

火災による死者の低減を図る  
ために、住宅火災の死者にしま  
る65歳以上の高齢者の割合が高  
いことや高齢者は火事の発生に  
気づくのが遅れる傾向にあること  
から、一人暮らしの高齢者への

重点化をはかった取り組みとして  
防火指導および取り付け支援を  
実施することとしています。

### 5. 設置普及率の把握および 公表

設置普及率がどのくらい進ん  
でいるのかということ把握して  
おくことは、住警器設置の普及  
促進を継続的に進める上で重要  
な指標となることから、各種講  
習会やイベント開催時にアンケ  
ート調査を実施し、また平成21  
年12月時点から半年ごとを目安  
として定期的に普及率の調査結  
果を取りまとめ、その結果を公  
表するとともに普及が進んでい  
ない地域への重点化や普及が進ん  
だ地域の取組事例を他の地区に  
も導入するなど効果的な対策の  
見直しを図ることをしています。  
以上の「5つの重点施策」を  
念頭に、市民一人ひとりに自分  
や家族の命を守るために住警器  
が必要であり、有効であるとい  
うことを理解していただき、設  
置期限の平成23年6月1日を待  
つことなく、一日も早く、一世  
帯でも多くの設置が進んで行く  
ように、取り組んでまいります。